議案第109号

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（知事及び副知事の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和22年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第１条中「1,240,000円」を「1,256,000円」に、「970,000円」を「982,000円」に改める。

（知事及び副知事の期末手当支給条例の一部改正）

第２条　知事及び副知事の期末手当支給条例（昭和26年鹿児島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「100分の20」を「100分の45」に改める。

（知事及び副知事の退職手当に関する条例の一部改正）

第３条　知事及び副知事の退職手当に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「３分の２」を「100分の55」に改め、同条第２号中「２分の１」を「100分の40」に改める。

第４条中「在職中」を削る。

（報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第４条　報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「90,000円」を「91,000円」に改める。

別表第２中「185,000円」を「187,000円」に、「192,000円」を「194,000円」に、「156,000円」を「157,000円」に、「180,000円」を「182,000円」に、「217,000円」を「219,000円」に、「182,000円」を「184,000円」に、「161,000円」を「163,000円」に、「31,400円」を「31,700円」に、「26,500円」を「26,800円」に、「25,400円」を「25,700円」に、「221,000円」を「223,000円」に改める。

（常勤の人事委員会委員及び監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

第５条　常勤の人事委員会委員及び監査委員の給与等に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「640,000円」を「648,000円」に、「610,000円」を「617,000円」に改める。

（常勤の人事委員会委員及び監査委員の退職手当に関する条例の一部改正）

第６条　常勤の人事委員会委員及び監査委員の退職手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例

第36号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（退職手当の額）

第３条　退職手当の額は、次に掲げる額にその者の在職期間の月数を乗じて得た額とする。

⑴　常勤の人事委員会委員については、その退職又は死亡当時の給料月額の100分の10に相当する額

⑵　常勤の監査委員については、その退職又は死亡当時の給料月額の100分の15に相当する額

２　負傷又は病気によりその職に堪えず退職した常勤の人事委員会委員及び監査委員並びに死亡により退職した常勤の人事委員会委員及び監査委員に対する退職手当の額は、前項の規定によつて計算した額に1.5を乗じて得た額とする。

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第７条　教育長の給与等に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第２条中「770,000円」を「779,000円」に改める。

第４条第３項中「２分の１」を「100分の25」に改める。

附　則

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　第３条中知事及び副知事の退職手当に関する条例第４条の改正規定　公布の日

⑵　第１条、第４条及び第５条の規定並びに第７条中教育長の給与等に関する条例第２条の改正規定　令和９年１月１日

⑶　前２号に掲げる規定以外の規定　令和９年４月１日

２　病院事業の管理者の給与等に関する条例（平成18年鹿児島県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「おいて」の次に「、同条例第２条第２項中「100分の45」とあるのは「100分の20」と読み替え」を加え、「同条例第２条第２項」を「更に、同項」に改める。

第５条中「２分の１」を「100分の40」に改める。

（提案理由）

知事、副知事、教育長、常勤の人事委員会委員及び監査委員並びに委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員の給料等の額を改定する等のため、所要の改正をしようとするものである。